

# 第4期横浜市耐震改修促進計画 (素案)【こども向け概要版】

横浜市耐震改修促進計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」と国が作る基本方針等を基に作ります。これまで、令和4年度から7年度を第3期の計画としてきましたが、国の大規模な改修が見直されたことに合わせて、令和8年度から12年度を第4期として新しい計画を作ります。

1. 耐震化（地震が起きたときに建物が倒れたり壊れたりしないようにすること）の取組の状況					
(1) 第3期計画の住宅と耐震診断義務付け対象建築物の目標と実績 (令和8年3月時点) (見込み)					
				※1	
	住宅		耐震診断義務付け対象建築物		
	戸建て住宅	共同住宅	大規模義務建築物	沿道義務建築物	
指標※2	耐震化率	耐震化率	耐震化率	通行障害解消率	
目標	95%	92%	97%	95%	
実績	95.1%	91.8%	96.8%	96.0%	
※1	耐震診断（建物が地震に耐えられるかを調べること）が義務付けられた病院などの多くの人が利用する大規模な建物（大規模義務建築物）や、災害時に消防車等の緊急車両が走る特に重要な道路のそばにある高い建物（沿道義務建築物）。				
※2	耐震化率とは、地震が起きた時に建物が倒れたり壊れたりしない割合で100%に近いほど良いとされています。また、通行障害解消率とは、沿道義務建築物が道路に倒れた場合でも、1車線以上通行することができる道路の割合のことです。				
(2)	今の様子と、これからも耐震化を進めていく上で解決していかなければならぬこと				
●	多くの建物は補強工事や建替えにより耐震化が進んでいます。				
●	近年は大地震が起きる可能性はますます高くなっています。さらに建物の耐震化が必要です。				
●	一方で、これからも耐震化を進めていくためには次のような問題を解決しなければなりません。				
① 戸建て住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和56年5月以前に建てられた木造住宅の建替えを進めること</li> <li>高齢化が進む持ち主の方に、耐震化の必要性を理解してもらうこと</li> <li>昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに工事を始めた木造住宅の耐震化を進めること</li> </ul>				
② 共同住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>マンション等に住んでいる持ち主の方たちが、補強の計画を作り、工事に必要な資金を準備して耐震化に取り組んでもらうこと</li> </ul>				
③ 大規模義務建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの人が利用する建物なので、工事をする間、どのくらいお休みできるのかとか、工事に必要な資金の準備など、持ち主の方が困っていることを解決していくこと</li> </ul>				
④ 沿道義務建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>持ち主の方と建物を借りている人が、耐震化の必要性を理解して、どのように取り組んでいくのか話し合ってもらうこと</li> </ul>				
のと半島地震で壊れた 木造住宅		熊本地震で1階が 潰れたマンション		阪神・淡路大震災で 道路に傾いたビル 写真提供：神戸市	

## 2. 第4期計画で横浜市が市民のみなさまと主に取り組むこと

横浜市は、地震から市民のみなさまの命を守ることを最優先に考え、引き続き建物の耐震化に取り組みます。

### (1) 建築物

#### ① 戸建て住宅

- 耐震補強や建替えに向けて、持ち主の方への働きかけや支援に取り組みます。
- 高齢の持ち主の方への働きかけや部分的な補強工事等の被害を減らす取組を検討します。
- 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに工事を始めた木造住宅について、耐震診断を働きかけ、耐震補強等の支援をします。

#### ② 共同住宅

- 建物の設計の専門家が耐震化にかかる資金や工事の方法等を、建物ごとに説明します。
- 建物の耐震化や建替えに向けて、持ち主の方たちの話し合いが進むように支援します。
- 耐震診断が義務付けられているマンション等の工事が進むように支援を拡大します。

#### ③ 大規模義務建築物

- 多くの人が利用する大規模義務建築物の耐震化が進むように優先的に取り組みます。
- 特に耐震性の低い建物については、持ち主の方の問題を一緒に考え耐震化が進むように支援します。
- 災害時に様々な対応を行う病院には、耐震化に向けた相談窓口を作り、支援する内容を検討します。

#### ④ 沿道義務建築物

- 災害時に道路の通行障害となる可能性が高い建物について、支援する内容を拡大し重点的に働きかけます。
- 耐震化の様子をマップで公表し、地震の時に道路が通行できるかどうかを分かるようにします。
- (1)から④に書かれている「支援」とは、建物の補強工事を行うための設計や工事等にかかる資金への補助金、建替えのための解体工事にかかる資金への補助金、専門家による相談等があります。

### (2) その他の取組

- 通学路に沿って建っているブロック塀等の改善支援、崖地の防災・減災対策との連携等の取組を進めます。

## 3. 計画期間の目標 (R8～R12年度)

耐震化の目標	耐震化率等[耐震性のある棟数又は通行可能な距離]	耐震診断義務付け対象建築物
現状※	目標	現状※
約95%	約92% [約57万戸]	約96% [460棟]
おおむね解消	おおむね解消	おおむね解消

※令和8年3月時点(見込み)

## 4. 今後のスケジュール

- 令和8年1月8日～2月6日：市民意見募集
- 令和8年4月：計画改定・公表